

太田市電気事業経営戦略

団 体 名 : 太田市

事 業 名 : 電気事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	1人	最 大 出 力 * 1	1,941kw
発 電 施 設 数	水力発電 箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	6,305,027kwh
	風力発電 箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1	40円(税抜)
	太陽光発電 4箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	4箇所
	ごみ発電 箇所	有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 率 * 1	20年

*1「最大出力」、は保有している発電施設のうち最大のものを記載。「年間発電電力量」及び「年間電力料収入」は、保有する全ての発電施設の合計を記載。
「有形固定資産減価償却率」は、法非適用の事業にあっては、老朽化の状況を表す指標を記載。

(2) 現在の経営状況

年間電力料収入 * 1 ※過去3年度分を記載	H29 268,455千円	H30 259,074千円	R1 249,340千円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29 102.5%	H30 97.2%	R1 101.7%
純 損 益 ※過去3年度分を記載	H29 28,685千円	H30 20,685千円	R1 25,271千円
資金不足比率 * 2 ※過去3年度分を記載	H29 0%	H30 0%	R1 0%

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

平成24年7月1日売電開始以降、収入のすべてが固定価格買取制度からの売電収入のため、天候不順により発電量が左右される部分があるものの、一定の電力収入が確保できている。企業債を活用せず、機器の設備の維持修繕はメンテナンスを含む包括リース契約となっており、突発的な負担リスクも少なく、効率的な運営管理の実施で概ね良好な経営状況である。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率[法適用企業の場合] = (地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率[法非適用企業の場合] = (地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 将来の事業環境

(1) 料金収入の予測

- ・売電による料金収入が主であり、固定価格買取制度期間終了(令和14年途中)までの売電価格については、施設稼働以来1kwh当たり40円(税抜)の単価で、それ以降は1kwh当たり8.5円(税込)の単価でそれぞれ算出している。
- ・令和3年度以降の推移予測に当たっては、太陽光パネルの劣化率を年0.5%で推定した想定発電量に基づき算出している。

(2) 老朽化対策の見通し

- ・保守点検を必要に応じ実施し、設備の長寿命化を図る。
- ・固定価格買取制度の認定期間終了後、収益と設備更新等の費用対効果を勘案し、事業廃止を含め検討する。

3. 経営の基本方針

- ・地球温暖化対策への取り組みとして、太陽光発電設備の導入を軸として再生可能エネルギーの活用を促進するとともに、市有地等の有効活用を図るため、太田市が発電事業者として太陽光発電事業を実施し環境負荷の小さい地域をつくりあげる。
- ・発電電力は、再生可能エネルギー固定価格買取制度により20年間、全量を売電する。
- ・売電収入は、まず施設リース料の支払いに充て、その他を繰出金として一般会計に繰り出しを行い、初期投資における一般会計からの持ち出しを補填するとともに、一般会計で行っている太陽光発電システム導入報奨金に活用するなどして再生可能エネルギーの普及啓発に役立てていく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

- ・民間企業と締結した20年間の包括的施設リース契約に基づき太陽光発電設備を設置した。リース料には施設の維持管理等も含まれている。

②収支計画のうち財源についての説明

- ・営業収益は料金収入のみであり、自然現象や気象条件に左右されるものの、固定価格買取制度(FIT制度)を利用して期間終了まで安定的な収入を維持できることが見込まれる。
- ・令和3年度以降の料金収入の計画見込み額については、太陽光パネルの劣化率を0.5%で推定した想定発電量に基づき売電金額を算出している。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・発電システムの電気料及び発電データ遠隔管理システム費用、発電所内除草業務委託料等の一般管理経費、消費税納付額等を計上している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

・収益的収支比率において、平成30年度のみ100%を下回っているが、収益の悪化ではなく当該年度は鶴生田町太陽光発電所における排水設備等の工事に係る支出が臨時で発生したことで営業外費用が膨らみ、比率に影響を及ぼしたものであり、次年度以降は安定した事業の運営に戻っている。

・将来的には固定価格買取制度の認定期間の終了に伴う売電価格の下落や設備の経年劣化に伴う発電量自体の減少に伴い、売電収入の減少といった情勢変化が想定されるため、その時点における社会経済状況も踏まえた上で公営企業として実施する必要性について、事業の存続や廃止について、検討する必要がある。特に、おおた太陽光発電所のリース期間終了後(令和9年度以降)は、設備の無償譲渡を受けて継続する見込みとしているが、その場合に生じることになる最終的な撤去費用が現状では未反映のため、その点を留意しながら、時期が近づいた段階であらためて無償譲渡による事業継承の是非については検討していく必要がある

5. 公営企業として実施する必要性

・世界規模での課題である温室効果ガスの排出量削減に向けて、公営企業により電気事業を行うことで、エネルギーの地産地消をはじめとする再生可能エネルギーの積極的な活用をけん引していくという意味では一定の意義はあると認識している。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	・発電量のモニタリングを実施し、その結果を踏まえて経営戦略の事後検証、ローリング(見直し)を適宜行っていく。
---------------------	--